

税の申告はお早めに 申告期限は3月16日(月)です

税の申告の受け付けが始まります。税の申告には、市民税・県民税の申告(市・県民税申告)と所得税の確定申告(確定申告)の2種類があります。申告が必要な人は余裕を持って早めの申告をお願いします。

なお、市の申告会場では、市・県民税申告と簡易な確定申告を受け付けます。
 ※申告関係の書類は、税務課(1階②番窓口)、各出張所、高萩北公民館で配布しています。
 ※令和元年度(平成31年度)市・県民税申告をした人のほか、申告の必要があると思われる人には市・県民税申告書等を1月下旬に発送します。
 ※申告期間中は税務課職員が申告会場に出向くため、税務課窓口での申告相談はお受けできません。



市・県民税申告が必要な人

- 確定申告書を提出しない人(確定申告が不要な人)で、給与所得や公的年金等に係る所得以外に所得がある人、市・県民税のみ各種控除(医療費控除、社会保険料控除等)を追加で申告する人
 - 勤務先から日高市役所に給与支払報告書が提出されない人(不明な人は勤務先に確認してください)
- 収入がない旨の申告が必要な人**

平成31年1月1日から令和元年12月31日までの収入がない人、または収入が非課税所得(遺族年金、障がい年金、失業給付など)のみの人でも収入がない旨の申告が必要になる場合があります。

【例】

- 日高市国民健康保険税の軽減を受ける人
- 国民年金保険料の免除を受ける人
- 児童(扶養)手当を受ける人
- 保育所に入所申し込みをする(した)人
- 非課税証明書の発行を希望する人

市・県民税申告が不要な人

- 確定申告書を提出した人
- 同居親族の扶養に入っていて、収入がない旨の申告が不要な人
- 1か所からの給与収入のみで年末調整が済んでいる人、または公的年金等に係る所得のみの人で、源泉徴収票に記載のある控除以外に追加で申告する控除がない人
- 公的年金等に係る所得のみの人で、年金収入の合計金額が次の基準額以下の人

昭和30年1月1日以前生まれ(65歳以上)	148万円
昭和30年1月2日以降生まれ(65歳未満)	98万円

問い合わせ

税務課市民税担当(1階②番窓口)
 〒350-1292 大字南平沢1020番地

確定申告が必要な人(主な場合)

給与所得

- 給与収入金額が2,000万円を超える人
- 給与以外の所得金額の合計が20万円を超える人
- 給与を2か所以上から受けていて、年末調整をしなかった給与の収入金額と各種所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計が20万円を超える人

年金所得

- 公的年金等の収入金額が400万円を超える人
- 公的年金等の収入以外の所得金額が20万円を超える人

給与所得および年金所得以外

- 営業所得や不動産所得などがあり、収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計が所得控除の合計を超える人

所得税の還付を受ける(市・県民税申告では所得税の還付は受けられません)

- 給与所得のある人で、医療費控除や寄附金控除など、年末調整で受けていない控除がある人
- 令和元(平成31)年中に退職するなど、年末調整を受けていない人

※上記以外でも、確定申告が必要な場合があります。詳しくは、川越税務署 ☎049-235-9411へ問い合わせください。

公的年金等を受給している人

公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ、公的年金等の収入以外の所得金額が20万円以下である人は、確定申告する必要はありません(確定申告不要制度)。

※各種控除の追加により所得税の還付を受ける場合や、損失の繰越控除を受ける場合など確定申告が要件となっている場合は確定申告が必要です。
 ※市・県民税の算定にあたり、公的年金等の源泉徴収票に記載のない社会保険料控除や生命保険料控除、医療費控除等の各種控除を追加する場合は、市・県民税申告が必要です。

申告会場の受付日程

令和2年1月1日現在、市内にお住まいでない人は市の申告会場で受け付けできません。1月1日現在にお住まいの市区町村にご相談ください。

【平日の申告受付】

受付時間 午前9時～11時15分
午後1時～3時

期日	場所
2月7日(金) 10日(月)	市役所3階301会議室
12日(水) 13日(木)	高麗公民館
14日(金) 17日(月) 18日(火)	武蔵台公民館 ※18日は午前のみ
19日(水) 20日(木) 21日(金)	高萩公民館 ※21日は午前のみ
25日(火) 26日(水) 27日(木) 28日(金)	生涯学習センター 2階視聴覚室 ※28日は午前のみ
3月2日(月) 3日(火)	高萩北公民館 ※3日は午前のみ
4日(水) 5日(木) 6日(金) 9日(月) 10日(火) 11日(水) 12日(木) 13日(金) 16日(月)	市役所3階301会議室

【休日の申告受付】

受付時間 午前9時～11時15分
午後1時～3時

期日	場所
2月24日(休)	生涯学習センター 2階視聴覚室
3月1日(日)	高萩北公民館

医療費控除の明細書、収支内訳書などは、事前に作成しておきましょう。



申告に必要なもの

【令和元(平成31)年中の収入や必要経費が分かるもの】

収入の種類	必要書類
営業等・農業・不動産	作成済みの収支内訳書
給与	源泉徴収票(源泉徴収票がない場合は、給与明細書など支払金額が分かるもの)
公的年金	源泉徴収票(厚生労働省年金局・企業年金連合会など)
報酬	支払調書、必要経費がある場合は作成済みの収支内訳書
その他	収入金額および必要経費が分かるもの

【各種控除に必要な書類など(令和元(平成31)年中に支払ったもの)】

控除の種類	必要書類
医療費控除	作成済みの医療費控除の明細書(領収書の提示または添付は不要、ただし自宅で5年間保管する必要あり) 【セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を受ける場合】 作成済みのセルフメディケーション税制の明細書、一定の取り組み(健康診断や予防接種など)を行ったことを明らかにする書類
社会保険料控除	健康保険(国民健康保険や任意継続の社会保険等)、国民年金等の控除証明書や領収書
生命保険料控除 地震保険料控除	控除証明書
勤労学生控除	学生証(郵送の場合は写しを添付)
障がい者控除	障がい者手帳(郵送の場合は写しを添付)
寄附金控除	寄附先団体から交付された領収書や証明書 ※ふるさと納税ワンストップ特例を申請した人が市・県民税申告や確定申告をする場合、特例申請分を含めた全ての領収書をお持ちください。特例申請分の控除を含めずに申告した場合、その分の控除が受けられなくなりますので、ご注意ください。
住宅借入金等特別控除(2年目以降のみ)	住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書の原本、税務署から送付されている給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
その他	各種控除の支払金額・適用要件などが確認できる領収書・証明書など

【その他】

印鑑(朱肉を使用するもの)
マイナンバー(個人番号)カードまたはマイナンバー(個人番号)通知カードと本人確認ができるもの(運転免許証や健康保険証など) ※市の申告会場では提示、郵送などで提出する場合は写しの添付が必要です。 ※扶養親族がいる人は、扶養親族のマイナンバー(個人番号)の記入が必要です。分かるようにメモ等をしてきてください。
確定申告(還付申告)をする人は、申告者本人名義の口座番号が分かるもの(通帳など)
税務署から「確定申告のお知らせはがき」などが届いた人や、市・県民税の申告書が届いた人は、その申告書など
利用者識別番号の分かるもの(お持ちの人のみ)

市の申告会場で 受け付けできない人

- 青色申告の人
 - 給与所得者で特定支出の控除を受ける人
 - 外国の公的年金、外貨建取引での収入、外国税額控除のある人
 - 土地・家屋や株式などの譲渡所得(分離課税)がある人
 - 利子所得がある人
 - 損失の繰り越しなどの申告をする人
 - 配当所得を申告する人(総合課税を除く)
 - 海外に住んでいる親族を控除対象とする申告をする人
 - 雑損控除のある人、災害減免法による所得税の軽減免除を受ける人
 - 住宅借入金等特別控除(1年目)、住宅改修関連などの控除を受ける人
 - 過年分(平成30年以前の年分)の申告をする人
- ※上記以外でも受け付けできない場合もあります。詳細は担当までご相談ください。
- ※市の申告会場で受け付けできない確定申告は、川越税務署で申告する、確定申告書を作成して郵送やe-Taxを利用して申告する、税理士に依頼するなどの方法で申告してください。

申告会場は大変混雑します 郵送での提出が便利です！

【市・県民税申告の場合】

申告書に必要事項を記入し、添付資料を同封して税務課へ郵送してください。

※申告書および添付書類は1つの封筒にまとめて郵送してください。

※提出された書類などは返却できません。

※提出書類などに不備がある場合、内容確認のため、連絡することがあります。

【確定申告の場合】

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用すると自宅等で確定申告書が作成できますので、e-Taxで送信、または書面で印刷して郵送するなどの方法で提出してください。

※川越税務署に提出する確定申告書を受け取る申告ポストを、2月7日(金)から3月16日(月)まで税務課(開庁時のみ)および申告会場(申告受付時間のみ)に設置します。投函する際は、住所と氏名を記載して封筒に入れ、必ず封をしてください。控えに税務署受領印が必要な人は、控えと切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

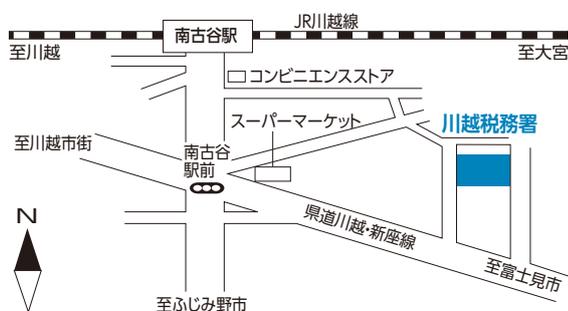
なお、市では申告書の内容には関与しません。



川越税務署からのお知らせ

川越税務署

〒350-8666
川越市並木452-2
(JR川越線南古谷駅徒歩7分)
☎049-235-9411(代表)



所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場

期間 2月17日(月)～3月16日(月)
※土・日曜日および祝日を除く。ただし、2月24日(休)および3月1日(日)に限り開場します。
※2月14日(金)までは、確定申告会場は開設していません。相談スペースが限られているため、長時間お待ちいただく場合があります。

時間

○相談受付：午前8時30分～午後4時
(提出は午後5時まで)

○相談開始：午前9時から

場所 川越税務署

※相談内容が複雑な場合は、午後3時ごろまでにお越しください。相談が午後5時を過ぎる場合には、再度お越しいただく場合があります。

※確定申告会場は大変混雑するため、長時間お待ちいただく場合や受け付けを早めに締め切る場合があります。

e-Tax・作成コーナーの操作などに関する問い合わせ

「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」☎0570-01-5901

受け付け 月～金曜日(祝日および年末年始を除く)

※確定申告などに関する問い合わせは、国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。